

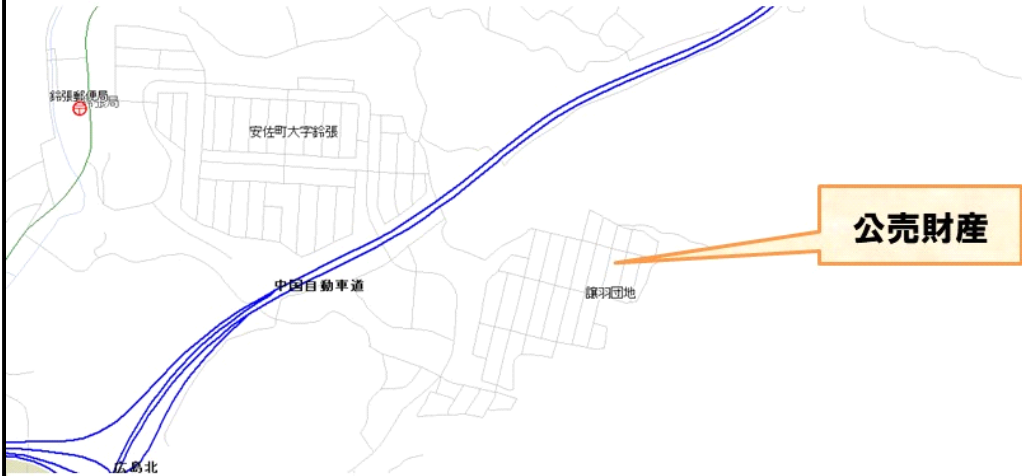
売却区分番号	広島局 177 - 2		
見積価額	724,000円	公売保証金	100,000円
財産の表示	所在 広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台 地番 4975番456 地目 雑種地 地積 169平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域外 土砂災害警戒区域 宅地造成等工事規制区域		
接道状況	公売財産は、北西側で幅員約7.2メートルの舗装市道にほぼ等高に接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約12.8メートル、奥行き約13.4メートルの長方形の中間画地です。		
特記事項	公売財産上に公売対象外の未登記簡易倉庫が3棟あり、その内、北西側接面道路の一番近くに設置されているものは、団地内ゴミステーションとして近隣住民が共用しています。なお、地代等の授受はありません。		
住居表示等	広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975-456		
最寄駅等	JR可部線「可部」駅から北西方へ道路距離で約14キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡しについて、所有者等と協議する必要がある、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。 この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。		

売却区分番号	広島局177-2		
見積価額	724,000円	公売保証金	100,000円
	国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。		
陳述書の提出	不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。 ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。		

売却区分番号

広島局 177 - 2

【所在図】



広島国税局公売財産

公売財産

©2023ZENRINC Co., LTD. (Z15LC-第138号)

200 m

【所在図】



広島国税局公売財産

公売財産

©2023ZENRINC Co., LTD. (Z15LC-第138号)

50 m

広島局 1 7 7 - 2

4975-615
4975-388
4975-385
4975-395
4975-396
4975-410
4975-447

4975-497
4975-496
4975-495
4975-494
4975-493
4975-492
4975-491
4975-490
4975-489
4975-488
4975-487
4975-486
4975-485
4975-484
4975-483
4975-482
4975-481
4975-480
4975-479
4975-478
4975-477
4975-476
4975-475
4975-474
4975-473
4975-472
4975-471
4975-470
4975-469
4975-468
4975-467
4975-466
4975-465
4975-464
4975-463
4975-462
4975-461
4975-460
4975-459
4975-458
4975-457
4975-456
4975-455
4975-454
4975-453
4975-452
4975-451
4975-450
4975-449
4975-448
4975-447
4975-446
4975-445
4975-444
4975-443
4975-442
4975-441
4975-440
4975-439
4975-438
4975-437
4975-436
4975-435
4975-434
4975-433
4975-432
4975-431
4975-430
4975-429
4975-428
4975-427
4975-426
4975-425
4975-424
4975-423
4975-422
4975-421
4975-420
4975-419
4975-418
4975-417
4975-416
4975-415
4975-414
4975-413
4975-412
4975-411
4975-410
4975-409
4975-408
4975-407
4975-406
4975-405
4975-404
4975-403
4975-402
4975-401
4975-400
4975-399
4975-398
4975-397
4975-396
4975-395
4975-394
4975-393
4975-392
4975-391
4975-390
4975-389
4975-388
4975-387
4975-386
4975-385
4975-384
4975-383
4975-382
4975-381
4975-380
4975-379
4975-378
4975-377
4975-376
4975-375
4975-374
4975-373
4975-372
4975-371
4975-370
4975-369
4975-368
4975-367
4975-366
4975-365
4975-364
4975-363
4975-362
4975-361
4975-360
4975-359
4975-358
4975-357
4975-356
4975-355
4975-354
4975-353
4975-352
4975-351
4975-350
4975-349
4975-348
4975-347
4975-346
4975-345
4975-344
4975-343
4975-342
4975-341
4975-340
4975-339
4975-338
4975-337
4975-336
4975-335
4975-334
4975-333
4975-332
4975-331
4975-330
4975-329
4975-328
4975-327
4975-326
4975-325
4975-324
4975-323
4975-322
4975-321
4975-320
4975-319
4975-318
4975-317
4975-316
4975-315
4975-314
4975-313
4975-312
4975-311
4975-310
4975-309
4975-308
4975-307
4975-306
4975-305
4975-304
4975-303
4975-302
4975-301
4975-300
4975-299
4975-298
4975-297
4975-296
4975-295
4975-294
4975-293
4975-292
4975-291
4975-290
4975-289
4975-288
4975-287
4975-286
4975-285
4975-284
4975-283
4975-282
4975-281
4975-280
4975-279
4975-278
4975-277
4975-276
4975-275
4975-274
4975-273
4975-272
4975-271
4975-270
4975-269
4975-268
4975-267
4975-266
4975-265
4975-264
4975-263
4975-262
4975-261
4975-260
4975-259
4975-258
4975-257
4975-256
4975-255
4975-254
4975-253
4975-252
4975-251
4975-250
4975-249
4975-248
4975-247
4975-246
4975-245
4975-244
4975-243
4975-242
4975-241
4975-240
4975-239
4975-238
4975-237
4975-236
4975-235
4975-234
4975-233
4975-232
4975-231
4975-230
4975-229
4975-228
4975-227
4975-226
4975-225
4975-224
4975-223
4975-222
4975-221
4975-220
4975-219
4975-218
4975-217
4975-216
4975-215
4975-214
4975-213
4975-212
4975-211
4975-210
4975-209
4975-208
4975-207
4975-206
4975-205
4975-204
4975-203
4975-202
4975-201
4975-200
4975-199
4975-198
4975-197
4975-196
4975-195
4975-194
4975-193
4975-192
4975-191
4975-190
4975-189
4975-188
4975-187
4975-186
4975-185
4975-184
4975-183
4975-182
4975-181
4975-180
4975-179
4975-178
4975-177
4975-176
4975-175
4975-174
4975-173
4975-172
4975-171
4975-170
4975-169
4975-168
4975-167
4975-166
4975-165
4975-164
4975-163
4975-162
4975-161
4975-160
4975-159
4975-158
4975-157
4975-156
4975-155
4975-154
4975-153
4975-152
4975-151
4975-150
4975-149
4975-148
4975-147
4975-146
4975-145
4975-144
4975-143
4975-142
4975-141
4975-140
4975-139
4975-138
4975-137
4975-136
4975-135
4975-134
4975-133
4975-132
4975-131
4975-130
4975-129
4975-128
4975-127
4975-126
4975-125
4975-124
4975-123
4975-122
4975-121
4975-120
4975-119
4975-118
4975-117
4975-116
4975-115
4975-114
4975-113
4975-112
4975-111
4975-110
4975-109
4975-108
4975-107
4975-106
4975-105
497

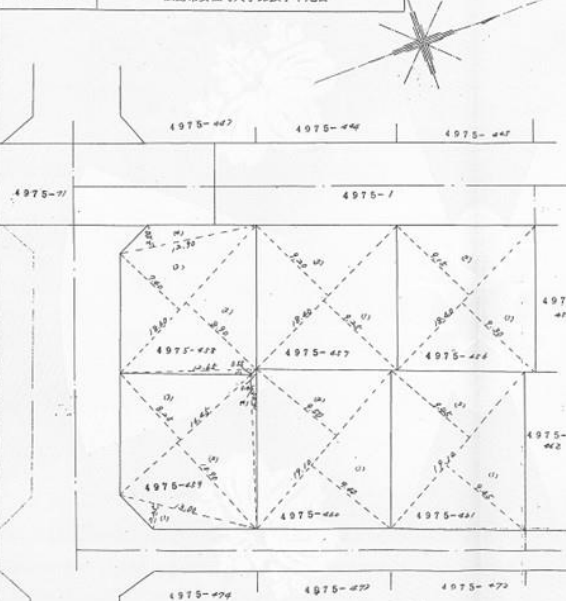
広島国税局公売財産

これは図面に記録されている内容を証明した書面である

地	番	4975-456	4975-457	4975-458
		4975-459	4975-460	4975-461

土地の所在 広島市安佐町大字錦原字平尾台

地積測量図



縮尺	1 / 300M
----	----------

(広島県土地家屋調査士会用紙)

耕

昭和八年三月廿三日
作製年月日

4975-475 (1)	18.40	9.30	171.1300
(2)	19.40	9.10	163.3650
		計	334.4950
		=檢	167.2475
4975-477 (1)	18.40	9.25	170.2000
(2)	19.40	9.20	167.2500
		計	337.4500
		=檢	167.7250
4975-479 (1)	18.45	9.25	6.9125
(2)	19.10	9.10	165.4650
(3)	19.10	7.40	137.6400
(4)	18.70	2.00	2.8000
		計	336.9175
		=檢	167.9587
4975-481 (1)	13.00	2.25	29.2500
(2)	14.40	18.70	177.3450
(3)	16.40	9.25	135.7125
(4)	16.85	0.45	6.6825
		計	358.9900
		=檢	176.4950
4975-483 (1)	17.10	9.40	177.5400
(2)	17.10	9.50	181.0450
		計	358.5850
		=檢	179.2925
4975-485 (1)	17.10	9.25	179.6125
(2)	17.10	9.45	180.6125
		計	360.2250
		=檢	180.2125

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 2

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

公売対象外
未登記建物

- ※ 動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 敷地内に公売対象外未登記建物があります。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。